

川崎市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 3 3 号

## 川崎市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

川崎市食品衛生法施行細則（昭和47年川崎市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「第1号様式の2」を「第1号様式」に改め、同条を第2条とする。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条中「第4条」を「第3条」に、「第5条」を「第4条」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

第1号様式を削り、第1号様式の2中「あて先」を「宛先」とし、同様式を第1号様式とする。

第2号様式中「第4条第2項」を「第3条第2項」に改める。

第5号様式中「第9条」を「第8条」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

（川崎市保健所長委任規則の一部改正）

- 3 川崎市保健所長委任規則（昭和29年川崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号（18）中「第9条」を「第8条」に改め、同号（19）中

「第 1 1 条」を「第 1 0 条」に改める。